

議事日程(第3号)

平成23年12月15日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第94号 平成23年度対馬市一般会計補正予算(第4号)
歳入は、所管委員会にかかる歳入
歳出は、1款・議会費、2款・総務費、9款・消防費
10款・教育費、12款・公債費、13款・諸支出金
- 議案第108号 対馬市市民基本条例
- 議案第113号 対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定について
- 議案第114号 対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定について
- 議案第116号 対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第94号 平成23年度対馬市一般会計補正予算(第4号)
歳入は、所管委員会にかかる歳入
歳出は、3款・民生費、4款・衛生費
- 議案第110号 対馬市環境基本条例
- 日程第3 議案第94号 平成23年度対馬市一般会計補正予算(第4号)
歳入は、所管委員会にかかる歳入
歳出は、6款・農林水産業費、7款・商工費
8款・土木費、11款・災害復旧費
- 議案第109号 対馬市森林^{もり}づくり条例
- 議案第115号 対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第118号 港湾区域内公有水面の埋立て変更について(比田勝港湾)
- 日程第5 請願第1号 長崎県病院企業団構成団体負担要綱における医療従事者養成経費(医療技術修学資金)の定数増に関する請願書
- 日程第6 発委第2号 大中まき網の操業規制等を求める意見書
- 追加日程第1 発議第4号 医療従事者養成経費(医療技術修学資金)の拡充を求める意見書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第94号 平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）
歳入は、所管委員会にかかる歳入
歳出は、1款・議会費、2款・総務費、9款・消防費
10款・教育費、12款・公債費、13款・諸支出金
議案第108号 対馬市市民基本条例
議案第113号 対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定について
議案第114号 対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者
の指定について
議案第116号 対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第94号 平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）
歳入は、所管委員会にかかる歳入
歳出は、3款・民生費、4款・衛生費
議案第110号 対馬市環境基本条例
- 日程第3 議案第94号 平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）
歳入は、所管委員会にかかる歳入
歳出は、6款・農林水産業費、7款・商工費
8款・土木費、11款・災害復旧費
議案第109号 対馬市森林^{もり}づくり条例
議案第115号 対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第118号 港湾区域内公有水面の埋立て変更について（比田勝港
湾）
- 日程第5 請願第1号 長崎県病院企業団構成団体負担要綱における医療従事者養
成経費（医療技術修学資金）の定数増に関する請願書
- 日程第6 発委第2号 大中まき網の操業規制等を求める意見書
- 追加日程第1 発議第4号 医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の拡充を求
める意見書

出席議員（19名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 脇本 啓喜君 | 2番 黒田 昭雄君 |
| 3番 小田 昭人君 | 4番 長 信義君 |

5番	山本 輝昭君	6番	松本 曆幸君
7番	阿比留梅仁君	9番	堀江 政武君
10番	小宮 教義君	11番	阿比留光雄君
12番	三山 幸男君	13番	初村 久藏君
14番	糸瀬 一彦君	16番	大浦 孝司君
17番	小川 廣康君	18番	大部 初幸君
19番	兵頭 栄君	21番	島居 邦嗣君
22番	作元 義文君		

欠席議員（2名）

8番	齋藤 久光君	15番	桐谷 徹君
----	--------	-----	-------

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	橘 清治君	次長	梅野 泉君
課長補佐	國分 幸和君	主任	金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部	能成君
副市長	大浦	義光君
副市長	齋藤	勝行君
政策補佐官	松原	敬行君
地域再生推進本部長	近藤	義則君
観光物産推進本部長	本石健一郎君	
総務部長	平山	秀樹君
市民生活部長	長郷	泰二君
福祉保健部長	扇	照幸君
農林水産部長	比田勝尚喜君	
建設部長	堀	義喜君
水道局長	阿比留	誠君
教育長	梅野	正博君

教育部長	大石 邦一君
美津島地域活性化センター部長	主藤 繁明君
豊玉地域活性化センター部長	中村 敏明君
峰地域活性化センター部長	大川 昭敬君
上県地域活性化センター部長	永留 秋廣君
上対馬地域活性化センター部長	川本 治源君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君
監査委員事務局長	橘 英次君
農業委員会事務局長	阿比留 保君

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） おはようございます。報告します。桐谷徹君、齋藤久光君より、欠席の届出がっております。

これから、お手元に配付しております議事日程第3号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第94号・議案第108号・議案第113号・議案第114号・議案第116号

日程第2. 議案第94号・議案第110号

日程第3. 議案第94号・議案第109号・議案第115号

○議長（作元 義文君） 日程第1、議案第94号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）から日程第3、議案第115号、対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定についてまでの8件を一括議題とします。

議案第94号は、各常任委員会に分割付託、議案第108号から116号の4件は、総務文教常任委員会、議案第110号は、厚生常任委員会、議案第109号及び115号は、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、各常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、長信義君。

○議員（4番 長 信義君） おはようございます。総務文教常任委員会の審査報告をいたします。

平成23年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました議案第94号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）、歳入は、所管委員会にかかる歳入、歳出は、1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、12款公債費、13款諸支出金。

議案第108号、対馬市市民基本条例、議案第113号、対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定について、議案第114号、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定について、議案第116号、対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定についての5議案について、その審査の経過と結果を同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、12月8日、豊玉地域活性化センター3階第1会議室において全委員出席のもと、市長部局より松原政策補佐官、近藤地域再生推進本部長、本石観光物産推進本部長、平山総務部長、長郷市民生活部長、中村豊玉地域活性化センター部長、教育委員会より大石教育部長、消防本部より竹中消防長、議会事務局より橋事務局長、ほか各担当課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第94号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に係る歳入は、10款地方交付税9億6,077万2,000円の追加、14款国庫支出金2項国庫補助金8目教育費国庫補助金4節幼稚園費補助金31万3,000円の減額は、就園奨励費補助金の交付決定による減額、18款繰入金2項基金繰入金の50万円の減額は、住民生活に光をそそぐ基金繰入金の減、20款諸収入5項雑入のうち、消防費関係で自治総合センター助成事業助成金及び長崎縣市町村総合事務組合助成事業助成金として103万5,000円の追加、21款市債1目総務債のうち、合併振興基金積立事業債2億8,500万円、過疎地域自立促進特別事業基金積立事業債5,910万円の追加が主なものであります。

歳出の主なものにつきましては、2款総務費において、1項総務管理費3目財政管理費25節積立金に3億5,910万円の増、5目財産管理費15節工事請負費359万8,000円の追加は、本庁庁舎屋根防水工事149万8,000円と旧教員住宅解体工事は、豆殿中学校と厳原小学校の2棟分210万円であります。3項戸籍住民基本台帳費13節委託料378万円の追加は、昨年の戸籍法施行規則改正により除籍簿の保存期間が80年から150年に延長されたことにより、現在80年を経過した紙の除籍簿1,161件が保存されておりますが、これが劣化などしないように原形を長期的に保存する必要があるため、システムのイメージ登録を実施するものであります。

9款消防費1目常備消防費19節負担金、補助及び交付金60万円の追加は、コミュニティ助成事業として少年婦人防火委員会へ煙体験ハウス一式の購入費であります。

10款教育費3項中学校費15節工事請負費のうち1,640万円の追加は、仁田中学校合併処理浄化槽改修工事。6項保健体育費2目体育施設費15節工事請負費2,013万9,000円の追加は、清水が丘多目的広場夜間照明増設工事ほか6事業の工事費。12款公債費は、縁故債の繰上償還金5億円の増額であります。

議案第108号、対馬市市民基本条例は、本市における自治の基本理念や市政運営のあり方な

などを定める本条例の制定に向けては、平成22年6月に対馬市市民基本条例検討委員会を設置し、同年8月より平成23年9月まで10回に及ぶ委員会の開催を経て、本年10月18日に条例案の提言書が提出されたものであります。

条例の概要は本市における自治の基本理念や、市民、議会及び行政の役割と責務並びに自治を推進していくため、市民の参画、協働による自治の基本的事項を定め、地域の自主性、自立性を目指した個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とするものであります。

第2章では、まちづくりの基本理念及び基本原則を、第3章では、本条例の根幹を成す市民、議会及び行政の責務と役割を定め、3者が一体となって青少年及び子どもの育成、地域コミュニティ及びNPO法人の育成について取り組むこととなっております。

第4章では、市政運営に関し必要な事項を定め、第5章では、自治の基本原則である情報の共有、参画及び協働について定め、第6章の第30条では、住民投票について定めてあり、市政に関する重要な事項について住民の意志を直接確認する必要がある場合、議員もしくは市長の提案、または住民の直接請求により、その都度条例を定め住民投票が行われる個別設置型の住民投票を想定されております。

第7章では、対馬らしさの特性を生かしたまちづくりを、第8章は、条例の検証及び見直しが規定されており、制定後の社会の変化に対応した運用が図られるよう条例推進審議会の設置や、4年を超えない期間での条例の見直しを定めております。なお、報告書には記載をしておりますが、本条例につきましては、過去数回にわたり議員全員協議会において理事者から十分な説明がなされ、議会もそれに同意をしているということでございます。

なお、委員会におきましても字句、語句の一部訂正等の意見もありましたけれども、おおむね本条例制定について意義ないということで、委員会としては原案を可決するというふうな結論に至ったところであります。

議案第113号、対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定についてであります。市が設置しております自動車教習場の管理については、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間、株式会社共立自動車学校に指定管理が委託されております。

今回、管理運営期間が満了となるため、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例により、引き続き株式会社共立自動車学校を指定管理者として指定するものであります。なお、管理委託料は発生せず、指定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間となっております。

議案第114号、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定については、本施設は通称「半井桃水館」と呼んでおりますが、管理運営は平成21年4月1日より特定非営利活動法人「対馬郷宿」が指定管理者として管理運営しておりますが、平成24年3月31日を

もって管理運営期間が満了となるため、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例により、引き続き特定非営利活動法人「対馬郷宿」を指定管理者として指定するものであります。なお、管理委託料は153万5,000円が予定されており、指定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間となっております。

議案第116号、対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定については、本施設は平成16年に建設され、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間、社会福祉法人「米寿会」に指定管理が委託されております。今回、管理運営期間が満了となるため、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例により、引き続き社会福祉法人「米寿会」を指定管理者として指定するものであります。なお、管理委託料は発生せず、指定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とするものであります。

以上、本委員会に付託されました議案第94号、議案第108号、議案第113号、議案第114号及び議案第116号の5議案につきましては、慎重に審査し採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 次に、厚生常任委員長、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） おはようございます。厚生常任委員会の審査報告を行います。

平成23年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第94号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）のうち、歳入は、所管委員会に係る歳入、歳出は、3款民生費、4款衛生費及び議案第110号、対馬市環境基本条例についてであります。

その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、12月8日に豊玉地域活性化センター3階小会議室において、小田副委員長は欠席でありましたが、市長部局より松原政策補佐官、長郷市民生活部長、扇福祉保健部長、糸瀬理事並びに各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、議案第94号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に係る歳入は、14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金576万5,000円の減額は、保険基盤安定負担金で408万円、子ども手当負担金で給付金額の改定により4,181万9,000円の減と、自立支援費負担金2,402万1,000円、生活保護費1,586万2,000円の追加によるものです。

2項2目民生費国庫補助金123万8,000円の追加は、子ども手当事務取扱交付金、母子家庭の自立支援教育訓練給付費補助金であります。

15款県支出金1項2目民生費県負担金2,055万1,000円の追加は、子ども手当負担金

で361万5,000円の減と、保険基盤安定負担金1,215万6,000円、自立支援費負担金1,201万円の追加によるものです。

2項2目民生費県補助金501万2,000円の追加は、福祉医療費補助金99万3,000円、放課後児童健全育成事業補助金276万7,000円であります。

3目衛生費県補助金9,573万8,000円は、地域グリーンニューディール基金事業費補助金の追加であります。

20款諸収入5項4目雑入では、県管理海岸を海岸漂着物地域対策推進事業県委託金において、市が実施した回収事業費の精算による5,313万9,000円の減額であります。

21款市債1項2目民生債1,260万円は、障害者福祉医療費助成事業債570万円、高齢者生活支援給付事業債420万円等の減で、3目衛生債は汚泥再生処理センター整備事業債等260万円の減であります。

歳出については、3款民生費1項1目社会福祉総務費5,079万4,000円の追加は、高齢者等見守り体制構築事業委託料84万5,000円、自立支援給付費4,874万9,000円であります。

4目国民健康保険費1億3,224万6,000円の追加の主なものは、保険基盤安定負担金分1,077万1,000円、その他一般会計繰入金1億2,709万円であります。

5目老人福祉費3,668万6,000円は、特別養護老人ホーム特別会計3,040万3,000円、介護保険特別会計511万4,000円、後期高齢者医療特別会計156万円が、それぞれ一般会計からの繰出金の減で、各特別会計とも前年度繰越金を全額予算計上したことによるものです。

2項1目児童福祉総務費419万2,000円の追加は、人事異動による職員の給料、手当等261万4,000円、所得税法の改正による保育料算定における、所得階層区分の決定において法改正の影響を受けないよう電算システムの改修委託料103万5,000円であります。

2目児童福祉施設費は198万7,000円の減額は、嘱託職員報酬950万円の減と、保育所トイレ修繕料325万4,000円、放課後児童健全育成事業委託料380万7,000円の追加によるものです。

3目児童措置費4,431万7,000円の減額は、子ども手当給付金の改定が主なものです。

4目母子福祉費163万2,000円は、乳幼児福祉医療費及び母子家庭の自立を支援する高等技能訓練促進費等給付費の追加であります。

3項1目生活保護総務費938万3,000円の追加は、職員の異動による給料、職員手当等769万8,000円で、2目扶助費2,115万円の追加は、生活扶助費2,000万円等であります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費938万3,000円の追加は、診療所特別会計への繰出金2,431万3,000円等であります。

2目予防費650万9,000円は、日本脳炎、麻しん、風しん等接種者の増加による予防接種事業委託料641万6,000円の追加であります。

2項1目清掃総務費3,525万6,000円の追加は、人件費で761万7,000円、重機等借り上げ料で672万4,000円の減と、漂着物処理委託料4,700万円等の追加によるものです。

2目塵芥処理費968万6,000円の減額は、塵芥収集委託料における入札執行残1,125万1,000円の減、修繕料等171万8,000円の追加であります。

3目し尿処理費は、燃料費等233万8,000円の追加、4目清掃施設建設費は、用地購入費169万2,000円が減額されております。

次に、議案第110号、対馬市環境基本条例につきましては、環境基本法第7条及び第36条並びに長崎県環境基本条例に基づき制定しようとするもので、条例制定の目的は環境保全及び創造に関する施策を総合的及び計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与しようとするものであります。

条項では、市の環境施策を推進する上での礎となる基本理念や施策の指針が定められており、環境の保全及び創造と、持続可能な地域経済の両立を目指しております。

以上、議案第94号、議案第110号については、慎重に審査を行った結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 次に、産業建設常任委員長、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） 産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

平成23年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第94号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）、歳入は、所管委員会に係る歳入、歳出は、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費。

議案第109号、対馬市森林づくり条例、議案第115号、対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定についての3議案であります。その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により、次のとおり報告いたします。

当委員会は、平成23年12月8日に豊玉地域活性化センター3階会議室において、桐谷委員は欠席でありましたが、比田勝農林水産部長、本石観光物産推進本部長、平山総務部長、堀建設部長、関係各地域活性化センター部長、他担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、議案第94号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）について、歳入の主な

ものとして、14款国庫支出金1項国庫負担金4目災害復旧費国庫負担金1億2,157万1,000円は、10月31日に発生した上県町の市道中山線道路災害の復旧事業国庫負担金の追加、2項国庫補助金4目農林水産業費国庫補助金は、阿連漁港整備事業の国の補正などによる3,975万円の追加、6目土木費国庫補助金は、市道改良事業、橋りょう長寿命化事業、まちづくり交付金事業などの事業費増による4,896万4,000円の追加であります。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金2,666万8,000円の減は、鳥獣害防止総合対策事業補助金が対馬地区有害鳥獣対策協議会へ直接補助になったことによる減、及びイノシシ、シカ捕獲駆除補助金の追加。5目商工費県補助金879万9,000円は、外国人観光客受入施設グレードアップ推進事業補助金が、対馬島外国人観光客受入対策ネットワーク協議会への直接補助から、対馬市の受け入れとなったことによる追加であります。

21款市債は、4目農林水産業債1,070万円、6目土木債6,210万円、9目災害復旧債3,070万円それぞれ追加であります。

歳出につきまして、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費3,651万9,000円の追加は、主なものとして19節負担金、補助及び交付金で、イノシシ捕獲補助金2,000頭分2,000万円の追加、2項林業費2目林業振興費1,368万5,000円の追加は、主なものとして19節負担金、補助及び交付金で、シカの捕獲駆除補助金1,000頭分1,000万円の追加。

3項水産業費2目水産業振興費1,406万1,000円の減は、主なものとして19節負担金補助及び交付金で、水産物販売促進事業費補助金など、ほか5つの事業費1,617万2,000円の減によるものであります。

7款商工費1項商工費3目観光費1,338万4,000円の追加は、主なものとして18節備品購入費319万7,000円の追加で、湯多里ランド及び三宇田浜キャンプ場における施設備品の購入。19節負担金、補助及び交付金882万9,000円で、外国人観光客受入施設グレードアップ推進事業補助金などの追加であります。

8款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費13節委託料で、市道竹敷昼ヶ浦線の測量設計委託料820万8,000円の追加。15節工事請負費で市道佐保田線、仁田志多留線の2路線の事業費増、及び市道久田日掛線など5路線の事業費組み替えによる1,567万3,000円の追加。4目橋りょう費15節工事請負費で、赤島大橋の橋りょう補修整備工事の交付金留保分と、早期完成に向けての増額による2,250万円の追加。

5項都市計画費5目まちづくり事業費1億1,559万7,000円、主なものとして13節委託料で横町線建物調査、まちづくり調査委託料など4,495万円の減。15節工事請負費で、厳原小学校線改良事業など6カ所の工事費減による6,470万円の減。17節公有財産購入費

で旧丸和所有の用地購入、旧NTT宿舎跡地の一般会計買い戻し分などによる2億5,705万円の追加であります。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路災害復旧費1億5,217万6,000円の追加は、上県町の市道中山線の道路災害復旧事業に係る関係予算であります。

次に、議案第109号、対馬市森林づくり条例について、本条例を策定するに当たりましては、昨年9月から現在まで、対馬市森林づくり条例検討委員会において委員19名中6名の林業関係者も交えて、9回にわたり検討され議論を重ねてきております。

本委員会において、特に議論された第7条森林所有者の責務及び役割については、上位法である森林・林業基本法の基本理念、所有者の責務の内容を逸脱しない範囲で作成されております。

また、第7条第4項の森林を売却、譲渡する場合の事前の届出については、所有する山林を地域外の個人、業者、外国人等に売却すると、地域に住んでいない人がその地域の山林を所有することとなり、将来、山林等を管理するに当たってさまざまな弊害が予想され、市がそのような売却や譲渡に関しての情報を事前に把握し、また相談できる窓口を設置することで、対馬の山林を地域住民で継続的に管理できる状態にしておけるよう、努力目標として条例に盛り込んでいるとのことであります。また、ゲンカイツツジやヤマザクラ等の保全についても、これまでその根拠となるものがなかったため、本条例に規定し保全を推進していきたいとのことであります。

なお、本条例の有無にかかわらず、平成24年4月施行の改正森林法においては、新たに森林の土地を所有したものは届出を行わなければならない、それに係る罰則も規定されております。また、伐採の届出、立ち入り調査に関しては、以前から森林法で規定されているということでもあります。

最後に、議案第115号、対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定については、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間、社会福祉法人「梅仁会」を指定管理者として指定しようとするものであります。今回の変更点として、ファミリーパーク直売所も合わせて指定管理とし、農林水産物の販売について研究促進していくとのことであります。

以上、本委員会に付託されました議案第94号、議案第109号及び議案第115号の3議案は、慎重に審査をし採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 以上、報告が終わりました。

これから、各委員長の報告に対し一括質疑を行います。質疑はありますか。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 総務文教の委員長にお尋ねいたします。

委員長報告のページ数が、2ページの財産管理費、ちょっと真ん中上ですね。15節の工事請負費のことが報告がっております。その中で359万8,000円の追加の内訳で、その中で本庁庁舎屋根防水工事149万8,000円と書いてありますが、この工事請負費について屋根の工事以外の工事というふうなことは、説明がなかったかどうかちょっと確認をとってみたいと思います。委員長さん。

○議長（作元 義文君） 総務文教常任委員長、長信義君。

○議員（4番 長 信義君） お答えをいたします。ただいまの質問は15節の工事請負費359万8,000円の質問かと思いますが、先ほど報告いたしましたとおり私どもの審査の段階では、一応、本庁の庁舎の屋根の防水工事として149万8,000円、それから旧教員住宅の解体工事、先ほど申し上げましたように2棟分でございますが、その210万円を計上しておるといふふうなことで報告を受けました。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 実は、私も初日の本会議において予算説明がなされたときに、このことについてもっと詳細なことが出てくるかなと見ておったんですが、総務部長の説明ではそういうふうなことがございませんでした。

もう、結論を申し上げますと、実は昨年6月の補正予算、それと当初予算に対馬振興局と対馬市の執務室共同化、ワンフロア化、これが計上をされまして2回ほどの定例会において、総額で備品購入費を含めて500万円相当の予算計上がなされ、当初の計画では市に振興局の農林水産部門、部局、そして振興局に市の土木建設部門が移行すると、移動するというふうな組織の編成を組み合わせながら、最終的には22年度中の執行はなされなかった、未実施に終わっています。

で、引き続き、市と振興局は協議をいたしまして、これ資料として私いただいたんですが、現段階で対馬振興局が税務課、農林整備課、そして林業課この3部門が対馬市に、いわゆるワンフロア化すると、執務室の共同化は振興局の、今3部門が市に全部移行すると、そして、それを少なくとも平成24年4月1日から実施するというふうなことが浮上しております。ちまたという言い方は失礼ですが、そういうふうな市と振興局が、双方が歩み寄ってそういうふうな構想になったと。

その中で、昨年は五百数万円を越える予算化でございましたが、本年度は先ほどの委員長報告の中の149万の内訳の30万ほどが、その執務室共同化に係る予算というようなことを、私は確認をしております。

問題は、そのことを議会として、私は昨年の6月定例会で異議を申し上げましたが、今の段階でそのことをとらえることではなく、市と振興局が執行としようとするのを、本議会で当然、議員の皆様とそれから市民の皆様に説明するべきであったと、かように思っております。そのこ

とがなされなく、ことが進むということは、私はいかがなものかなと。

少なくとも、市にそれだけの県の機関が移行するわけですから、説明ぐらいしても私はよかつたのではないかと、このように委員長思いますが、長委員長のこのことに対する、予算の説明の中でそのことが、私は十分論議してほしかった、あるいは説明してほしかった、このように思います。

執行理事者のほうに対して、そういう委員会の見解を言うわけにはいきませんが、長委員長に今のことが進めておられる内容だったことを、どう思われるか、そのことだけを聞きまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（作元 義文君） 総務文教常任委員長、長信義君。

○議員（4番 長 信義君） ただいまの質問でございますが、本会議の中で確かにおっしゃっていたことはわかっておりましたけれども、今回の予算につきましては、その内容について委員会として審査をいたしておりません。審査をいたしていない関係で、私のほうからちょっとお答えをすることはできませんので、どうしても必要であれば、議長の許可をいただきまして、市長のほうからでもお答えいただければというふうに思います。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 審査はしておらんことはわかっているんです。ただ、予算の説明がなかった、十分にあったかなかったか、あったならばどうであったかという点を、私は確認をしておるわけですよ。その辺は、本会議の1日目にはなくても、委員会では十分な説明があつてもよかつたのではないかと、そのようなことを言っておるわけで、委員長としてその辺をどう思われるかというふうなことを言っているわけで、審査をしたとか、せんじゃなくて、予算の説明がどうであったかということを、私は申し上げておるわけです。その辺のとらえ方を、委員長としてどう思うかということです。

○議長（作元 義文君） 総務文教常任委員長、長信義君。

○議員（4番 長 信義君） 委員会として、その質問も理事者側にしておりませんし、理事者側のほうからも、この点に関して詳しい説明をいただいております。そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 私から以上で終わります。

○議長（作元 義文君） 9番、堀江政武君。

○議員（9番 堀江 政武君） 産業建設常任委員長に、森林づくり条例についてちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

前回の本会議でもちょっとお話をしましたように、この森林づくり条例は自然環境の保全、ま

た、バイオマス燃料の利用促進、木材の流通販売貿易を含めた多岐にわたった条例であります、すっきりしないと言いますか、わからないところも多いわけではありますが。

特に、森林所有者の責務及び役割、第7条第2項「森林所有者は前条第2項に定める樹木の保全に努め、かつ自然景観も損なわないように配慮するものとする」、第5項「森林所有者は市、県、関係機関等が行う森林づくりに関する各種施策に対し協力するよう努めるものとする」とあるわけではありますが、これはどういうことが起こってくるか森林所有者は大変不安に思われると思うんですね。今後、どういうことが起こってくるかわかりませんが、どうなるかなあとと思われる、そう思います。

そこで、もう一つは多様な生態系に配慮した森林の保全第11条で、これも前回ちょっとお話ししましたけれども、第5項で「市は多様な生態系に配慮した森林の保全を図るための指針として、対馬市伐採ガイドラインを別に定めるものとする」、もう一つは第15条で森林づくり基本計画を策定するようになっておりますが、この2点について、委員会のほうで基本的な考え方、方向性等質疑、説明はなかったかお尋ねをいたします。

○議長（作元 義文君） 産業建設常任委員長、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） 堀江議員の質問にお答えします。

まず、今この森林づくり条例に関しましては、一つの条項の目的として、私の報告にもありましたとおり、気がつけば外国人が対馬の山林を買っておったと、そういうことのないように、例を挙げて言うならば、竹敷の海上保安部の横、あの土地の件のように、ああ、自衛隊ですかね、済みません、気がつけばもう外国人、またそういう全然対馬の人とは関係のないような人が購入をしておった、後で気がつけば、対馬市としてもどうしようもないという例もあっております。

そういうことのないように、事前に届出とかしてもらって、強制的にしないじゃなくて、対馬市のほうに土地を売りたいとか、山林を売りたいとかいうときは事前に届出をしてくださいと、そうすることによって対馬市も管理もできるし、アドバイスもいろいろできるというのも一つの目標であります。

それと、また前回のときもありましたように、対馬の昔からあるヤマザクラ、ゲンカイツツジこの貴重な植物を、これから先も保持していくために、今まではそういう条例、規則がないものですから、ゲンカイツツジ、ヤマザクラなどを切られても、ただ暗黙の了解で見ていたわけですが、この条例をつくることにより、その貴重な植物、これが保全できるということになります。

いろいろ私たちも、この森林づくりに関しましては、委員の中でもいろいろ意見が出ました。その中で、やはり林業関係者が19名の委員の中で6名委員の中におられます。そういう林業に携わった人も、委員会の中のいろんな意見の中での集約と思います。その中で、この森林づくり条例というのができたわけでございます。

そういうわけで、委員会はいろんな審議の結果、報告のとおりといたしました。

○議長（作元 義文君） 9番、堀江政武君。

○議員（9番 堀江 政武君） 委員長の話はよくわかるわけですが、私の言っているのは、全体の森林づくりを10年間でどういうふうに行っていくかという事業計画ができるわけですね、森林づくり計画。

もう一つは、伐採ガイドライン、伐採するということは木を切ることについて、ここまでは切ったらいかんよとか、ここは残しなさい、ここは切りなさい、そういうことがガイドラインということであって、どういう方向性で、どういう基本的な考え方をもってそれを進めていかれるのかなあということが、一番聞きたいところだったものですから、そういう長期的な、基本的なことについての質疑、説明はなかったのかお尋ねをしたわけですが、そういうことはなかった……。

○議長（作元 義文君） 産業建設常任委員長、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） 堀江議員の質問ですけども、実際に委員会の中でもいろいろ意見も出たんですよ。ただ、森林法では、例えば極端な話1本の木を切るにも、届けをしなければというのが国の手法ですよ。ただ、これを1本切るのに市のほうに届けるとか、そういう特別な縛りはないと言ったら、またおかしなことになりますけど、そういうところは、まあ、変な話ですけども、その臨機応変と言ったら委員長の報告とは外れますけれども、そういう形でどれだけ切ったらいけないとか、どれだけ切るときにこうしなさい、そのときは場所とかいろんな現況に応じてやっていくというのが、この森林づくり条例だそうです。

○議長（作元 義文君） 9番、堀江政武君。

○議員（9番 堀江 政武君） 委員長の話はわかることはわかるんですが、例えば道路の近くで景観が悪くなるから切りなさいとか、ここは残してくださいとか、ある一定の観光地のところは残してください、してくださいということはできませんでしょうが、山全体を、この10年間で計画を立てるということは、かなり地権者にとって、森林所有者にとっては大きな関心があると思うんですね。

ですから、そういうことをわかっていかないと、トラブルが起こる原因になると、私は思っておりますので、そういう説明を事前に、やっぱり議会も森林所有者もわかって、理解してこれを進めていくというのがベストではないかと思っております。

それはそれでいいんですが、この条例の施行が来年の4月1日ですから、この基本計画もガイドラインも、その前につくらないんですかね、これ。（発言する者あり）その後になるんですか。

でしたら、私は4月1日から施行ですので、その前にできるかと思っておりましたが、それまでできないような話ですので、これはできたら、ぜひ議会あるいは森林所有者にこれは公表するようになっておりますけど、公表だけではなくて十分説明をしていただくよう、委員会でも検討

していただきたいと思います。以上です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） それでは、これで質疑を終わります。

暫時休憩します。11時5分から開会します。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

これから、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第94号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから起立によって採決します。本件に対する各常任委員長の報告はいずれも可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第108号、対馬市市民基本条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決しました。

議案第113号、対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第114号、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定について、討

論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第116号、対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第110号、対馬市環境基本条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第109号、対馬市森林づくり条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第115号、対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第118号

○議長（作元 義文君） 日程第4、議案第118号、港湾区域内公有水面の埋立て変更について（比田勝港湾）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま議題となりました議案第118号、港湾区域内公有水面の埋立て変更について（比田勝港湾）の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、長崎県が事業主体で実施をいたしております比田勝港湾整備事業の網代側埋立地に用途変更の必要が生じ、公有水面埋立法第13条の2第2項において準用する同法第3条第1項に基づき意見を求められましたので、異議のない旨、長崎県知事に答申するため同法第3条第4項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

埋立地用途変更の理由及び内容等につきましては、添付資料の5ページの埋立地用途変更の理由並びに資料末尾の埋立地利用計画図の変更前、変更後のとおり、当初臨港道路の北側は既設市道を併用する計画となっておりましたが、地元との協議の結果、これを埋立地内に配置をし、南北に直線の道路に変更いたしております。

また、本埋立地は定期フェリー、旅客専用岸壁として整備をしていることから、当初、広く配置をしていた荷さばき所を、フェリーやジェットフォイルが取り扱う貨物のための必要面積に縮小し、かわりに旅行客や地域住民の散策スペース、また地域イベント等に供するために、緑地を新たに配置いたしております。さらに、市が計画をいたしております国内ターミナル建設に合わせ、ターミナル用地、駐車場の配置や面積を変更いたしております。

なお、埋立面積につきましては、海岸等の外周施設の規模、延長等に影響ありませんので、変更前と同じ2.05ヘクタールでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 部長にお聞きします。せっかく立派な港湾ができてきているみたいですが、計画があるようですが、今、対馬は韓国との観光、外国航路が有名になりすぎて大変いいことだと思えます。これで、人だけじゃなくて韓国との水産業の貿易が必ず増加してくると思わ

れます。

この図面を見る限り、私が目が悪いかどうか知りませんが、水産物の貿易に対する保税港、またそういう設備がないようにありますが、今後、市・県はどのような計画を持たれているのか、ちょっとこれ埋め立てに関連してお聞きします。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 埋立地につきましては、説明の中でも説明をいたしました、客船専用ターミナルということで位置づけをいたしております。

本来であれば、当初、荷さばき所等につきましても広くとっておりましたが、これが面積の根拠として、あくまでもこの施設が旅客ターミナル施設ということで、その辺を精査されての中の荷さばき所の縮小ということでございます。

それから、今後の比田勝港の整備につきましては、現在、県のほうからいただいた情報によりますと、耐震岸壁の整備、今、対馬市の現状といたしまして、耐震岸壁を保有している港といたしましては厳原港1港のみでございますが、県としては対馬の場合面積も広いということもありまして、道路事情で非常時が発生したときに南北に寸断される恐れがあるという、そういうことも想定されまして、北部に1港を耐震岸壁を有した港を整備する必要があるという方向性を示しておられます。その箇所といたしまして、今のところ舟志港を含めた比田勝港を位置づけをされております。

御質問の貨物用のための荷さばき等の整備につきましては、この耐震岸壁とあわせて、今後検討をしていくという方向で確認をいたしております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 観光客だけの外国航路というもの、それは悪いことではないと思うけど、今、対馬のあなご等も、ほとんど韓国産のものもだいぶ含まれているみたいで、対馬と韓国との間でとれている、それで韓国との水産物の輸入も以前からやっておると聞いております。

これだけ外国航路ができたのは誇らしいことなだけで、そういう水産物の輸入、また輸出、そのための場所の確保、港湾の整備というのがあまりにも遅れておるのではないかなあと、耐震のものとかをつくるという問題も大事かもしれないけど、そのときに合わせて、もう少し先を読んだ保税設備を進める必要があるんじゃないかなと思うんですが。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 比田勝の現状といたしまして、今お話をいただいた内容につきましては、施設として西泊に一部そういう設備の整備をいたしております。現段階であれば、この貨物量の取り扱いの状況を見たときに、現施設で今のところ対応できるという県のほうの判断でござ

ざいます。

○議長（作元 義文君） いいですか。ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） それでは質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認め、委員会への付託は省略することに決定しました。
これから、討論、採決を行います。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5. 請願第1号

○議長（作元 義文君） 日程第5、請願第1号、長崎県病院企業団構成団体負担要綱における医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の定数増に関する請願書を議題といたします。

本件は、厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） 請願第1号に対する審査報告を行います。

平成23年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました請願第1号、長崎県病院企業団構成団体負担要綱における医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の定数増に関する請願書について、その審査の経過と結果を同規則第137条の規定により報告いたします。

当委員会は、12月8日に豊玉地域活性化センター3階小会議室において、小田副委員長は欠席でありましたが、請願者等より資料の提出を求め、慎重に審査を行いました。

全国的に看護師不足は深刻な社会問題となっており、長崎県病院企業団の離島地域、対馬、五島、新上五島の病院においても、看護師確保はますます厳しくなっています。このような看護師不足の状況から離島医療の資質向上のため、長崎県病院企業団構成団体負担要綱における医療従事者養成経費については、長崎県病院企業団医療技術修学資金貸与条例を適用し、将来、企業団病院に看護師等として勤務しようとするものに対し、入学資金、授業料等の修学資金を貸与するものであり、貸与期間の2倍に相当する期間を勤務した場合は返還免除するものであります。

経費負担については、長崎県、所在市町（対馬市、五島市、新上五島町）及び灘島各病院にて3分の1ずつ負担することとなっています。対馬地域3病院においては、平成28年度末までに定年退職者は32名となっており、退職者の補充が懸念されています。

医療従事者養成経費（医療技術修学資金）は、看護師等確保対策においては、大変有効であります。現行の各年度定数2名を、定数5名以上への拡充を求める請願の趣旨は十分理解できることから、当委員会は慎重に審査を行った結果、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 審査報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第6. 発委第2号

○議長（作元 義文君） 日程第6、発委第2号、大中まき網の操業規制等を求める意見書を議題といたします。

本件は産業建設常任委員会提出議案でありますので、委員長に趣旨説明を求めます。産業建設常任委員長、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） ただいま議題となりました、発委第2号について御説明を申し上げます。

本件は、最近、大中まき網船団が対馬沿岸で横暴とも言える、大量乱獲操業を頻繁に行っています。生活のため必死で操業している零細な地元漁民の怒りは頂点に達していると思います。

対馬の海は、対馬漁民、また島民の大きな財産であります。対馬沿岸の漁場と対馬漁民の生活を守るためには、大中まき網の操業規制等について、早急な対策がぜひ必要と考えます。

この問題は、産業建設常任委員会としても、積極的に取り組む必要があると考え、別紙、意見書（案）を本定例会で議決、関係各位へ提出しようとするものであります。

発委第2号、平成23年12月15日、対馬市議会議長作元義文様。産業建設常任委員会委員長大部初幸。

大中まき網の操業規制等を求める意見書について、別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

それでは、意見書（案）を読み上げます。

大中まき網の操業規制等を求める意見書（案）。

対馬は国境に面した離島で、水産業が第一番の対馬島全体の収入源であります。そのような中、大中まき網船団の対馬沿岸での横暴ともいえる操業と、多魚種にわたる大量乱獲は、零細な対馬地元漁民が生活のため必死で操業しているにもかかわらず、漁獲減少と魚価の大暴落をその都度何回も繰り返しております。

ことしの11月は今までにない不漁で、やっとこの12月初めからヨコワ漁が釣れだし、正月を目の前にしたヨコワの大漁に地元漁民は期待と喜びにあふれていましたが、その喜びも一瞬にして、大中まき網船団に奪われてしまいました。このままでは対馬の漁民は生活ができなくなってしまいます。

対馬の西海岸は、3マイル以遠は許可範囲であるが、一部3から5マイル間は自主規制ラインです。また、灯船の灯火制限は1隻10キロワット以下で、灯船は2隻までであります。その操業中の灯船の灯りは、とても10キロワットの灯りとは思えず、現在の19トンのイカ釣り船以上の光力に思えます。この灯船に対しても監視を強化し、徹底してほしい。

特に、県が設置した浮き魚礁周辺での操業、魚礁周辺でやっとヨコワが釣れだしたやさきの、まき網船団のこのたびの操業により、対馬漁民の悲しみと怒りは頂点に達しております。

しかしながら、まき網船団にも生活があります。全面禁止は無理なことです。操業期間の見直し、魚種の規制、あるいは水揚げ高の制限等、また、浮き魚礁周辺での操業の禁止、産卵時期と産卵場所での操業の規制等、国や県に対し強く要望する必要があります。

対馬の海は対馬漁民、また対馬島民の大きな財産でなければならない。どうか我々対馬漁民、対馬島民の切実な実情を御理解いただき、早急に適切な対策を講じていただきますよう国や県、監督官庁に強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。平成23年12月15日、長崎県対馬市議会。提出先、農林水産大臣鹿野道彦様、長崎県知事村中法道様。

以上のとおりであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 提案者にお尋ねしたいと思います。

鹿野道彦、中村法道と書いてありますが、取り締まり機関に直接出すような考えはないんでしょうか。

○議長（作元 義文君） 産業建設常任委員長、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） 操業規制等を求める意見書にありますように、この監視体制を強化するという事は、鹿野道彦、または県の中村法道を通じてできると思いますので、監督官庁に直接じゃなくて農林水産大臣の許可でありますので、まず農林水産大臣、そして県の代表であります県知事に提出する予定であります。

以上です。

○議長（作元 義文君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、委員会への付託は省略することに決しました。

これから討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

発委第2号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。発委第2号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午前11時31分休憩

午前11時34分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。追加議案の提出があります。

お諮りします。配付のとおり、発議第4号、医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の拡充を求める意見書を日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。発議第4号は日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 発議第4号

○議長（作元 義文君） 追加日程第1、発議第4号、医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の拡充を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。5番、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） ただいま議題となりました、発議第4号について御説明申し上げます。

本件は、看護師不足が全国的に深刻な社会問題となっており、こと離島においては、さらに深刻であり、地域医療の堅持が困難な状況になりつつあります。今後において定年等退職者看護師の補充が懸念されるところであります。

看護師確保対策においては、長崎県病院企業団構成団体負担要綱における、医療従事者養成経費制度が最も有効であると考え、現在の資金利用者定数枠の増、拡充を求めるものであります。

この問題は、対馬市議会としても積極的に取り組む必要があると考え、別紙、意見書（案）を本定例会で議決、関係機関へ提出しようとするものであります。

発議第4号、平成23年12月15日、対馬市議会議長作元義文様、提出者、対馬市議会議員山本輝昭。賛成者、対馬市議会議員長信義、同、大部初幸。

医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の拡充を求める意見書について。別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

それでは、意見書（案）を読み上げます。

医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の拡充を求める意見書（案）、看護師不足は都市部の7対1看護病院の増等により、看護師需要が増大し、離島地域の看護師確保はますます厳しくなっています。

長崎県病院企業団の離島地域、対馬、五島、新上五島の病院においても、看護師の募集を行っても応募者が少ない状況です。このような看護師不足の状況から、離島医療の資質向上のため長崎県病院企業団構成団体負担要綱における医療従事者養成経費が平成21年4月より再度施行されることになり、経費負担については長崎県、所在市町（対馬市、五島市、新上五島町）及び離島各病院にて3分の1ずつ負担することになっています。

医療従事者養成経費は、将来、企業団病院に看護師として勤務しようとするものに対し、入学金、授業料等の修学資金を貸与するものであり、貸与期間の2倍に相当する期間を勤務した場合に返還免除するものであります。

対馬地域3病院においては、今後5年間で定年退職者が32名となっており、退職者の補充が懸念されます。また、医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の定数増を希望する地域住民からの要望は非常に高く、看護師確保対策においては大変有効であります。

上記により、長崎県病院企業団構成団体負担要綱における医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の、各年度定数2名を定数5名以上への増を図られよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。平成23年12月15日、長崎県対馬市議会。提出先は長崎県知事の中村法道様、長崎県病院企業団企業長矢野右人様でございます。

以上のとおりであります。御賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

発議第4号について討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において、整理を要するものがあるかと思慮されます。その整理権を会議規則第43条の規定によって、議長に一任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。市長よりあいさつの申し出があつておりますので、これを受けます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 議員の皆様、大変お疲れ様です。閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

げます。

去る12月6日から本日までの10日間にわたり開会されました本定例会も、本日閉会を迎え、この間議員の皆様には終始御熱心に御審議いただきますとともに、それぞれに適正な御決定を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本定例会にて御決定いただきました事項につきましては、速やかな事務処理を行い、適正な行政運営に務めてまいり所存でございます。

今定例会における皆様からの貴重な御意見につきましては、市政に十分反映させるよう一所懸命取り組んでまいり所存でございます。皆様の、今後一層の御指導よろしくお願い申し上げます。

ところで、対馬テレビ学習塾がいよいよ今週から放送が始まりましたが、教諭と生徒が一緒に出演されておりました。今後も引き続き対馬っ子の底上げに尽力したいと考えております。

また、先ほども議論で出ておりました、ワンフロア化の問題でございますが、これにつきましては、3年ほど前から協議が始まり、今年やっと一つの方向性を見出すまでになりました。年が変わりまして2月1日から、遅くとも4月1日までにワンフロア化の実施をしたいと思っております。

ワンフロア化の内容につきましては、当初、県が出された案ではなく、こちらからはこの対馬社協が1階におられますけれども、社会福祉協議会が振興局のほうに、そして振興局の林業課、それから農村整備課、さらに税務課の3課が本庁舎の中に移動して来られるという案でございます。

議員の皆様と論議がありましたように、水産改良普及センター等につきましては、そのまま現在の体制でいくというふうなところで落ち着いたというふうに御理解をいただければと思っております。

次に、先ほど対馬近海での出来事について報告を出していただきました。対馬西側で大中まき網操業によるヨコワ等の大量捕獲があり、その後の釣果に影響を及ぼすというようなことが起こっております。

これはまさに、水産資源の持続可能な利用による伝統的漁法を妨げる行為ではないかと痛感し、今後、さらに市民、漁業関係者、行政、議会、それぞれに連携を努め一体となって海洋保護区の設定と、資源管理型漁業の確立に向け、早急に進めていかなければならないと再認識いたしておるところでございます。

このことにつきましては早速、本会議の中で同様趣旨の委員会発議による意見書が議決され、議会の思いというものが市民の方々に伝わったものと思っております。今後におきましても、海洋保護区の設定へ向けての、さらなる御助言、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

また、先に御案内申し上げております消防団出初め式及び成人式を、それぞれ新年1月5日及び1月8日に予定しております。新年早々大変お忙しいところでございますが、議員皆様には御出席を賜り、激励くださいますようお願いいたします。

ことしも余すところあとわずかとなってまいりました。来たる平成24年の新年を御家族と共に健やかに迎えられ、新年が皆様にとりまして最高の年となりますよう御祈念申し上げます。

これから年末、年始を迎え何かと無理が生じる時期ではございますが、議員皆様には健康に十分留意され、御健勝にてますます御活躍されますよう祈念申し上げ閉会のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（作元 義文君） 閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

平成23年第4回定例会は議案全般にわたり、熱心に御審議をいただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、市幹部の方々の御協力に対し心からお礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待をいたしております。

また、対馬市の新病院の建設問題、あるいはイノシシ、対馬鹿の駆除の問題、また水産部門では、先ほど意見書が採択されました、大中型まき網や以東底引きの問題など、いろいろな問題が山積をいたしております。市当局あるいは議会ともに、この市発展のためにさらに努力をしなければならないというふうに思っております。

この1年間皆様の御労苦に対し、心から感謝を申し上げ、来たる平成24年を元気で迎えていただきますように、祈念をしながら閉会をいたします。

会議を閉じます。

平成23年第4回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 作元 義文

署名議員 長 信義

署名議員 山本 輝昭